

役員選任規程

平成 26 年 11 月 28 日 理事会決定
変更 平成 28 年 11 月 30 日 理事会決定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人神奈川県建築士会（以下「本会」という。）定款第 18 条に規定する役員の選任について、定款細則第 9 条の規定により、その候補者の選出に関する手続きを定めるものである。なお、この規程において「理事候補者」及び「監事候補者」とは、総会における理事及び監事選任議案に記載される者をいう。

(世話人会)

第 2 条 本会は、理事及び監事候補者の決定に至るまでの手続を行うため、役員選任世話人会（以下「世話人会」という）を設置する。

- 2 世話人会は、会長が、現役員及び元役員等の中から、職域（建設業、設計事務所、会社（建設業、設計事務所を除く）、官公庁、学校、関係諸団体、その他の区分による）を考慮して委嘱した世話人 11 名以内をもって構成する。
- 3 世話人会に代表 1 名を置く。代表は世話人の互選により選出する。
- 4 世話人の任期は、役員改選の行われる年度の前年度において会長が委嘱したときから、翌年度の通常総会の日までとする。

(理事候補者の決定方法)

第 3 条 世話人会は、次により候補者案を作成し、会長はこの案を付議する。

- 2 世話人会は、本会組織構成上の観点を検討し、下表を基準に、本会の次期理事候補者としてふさわしい者を推薦することができる。

候補者選出方法の区分	決定すべき人数
①支部推薦による決定	各支部 1 名・9 支部 9 名
②選挙による決定	11 名以内
③会長推薦による決定	10 名以内

- 3 世話人会は、候補者について、会員の請託に応える責任から、総会、その他諸会務の出席並びに担当事業の遂行等に関し、本会の運営に協力する意思を確かめたうえ、次期理事候補者として推薦する。推薦にあたっては、広く各界の有識者の登用と適切な新旧交代を図るものとする。
- 4 世話人会は、第 1 項表①の区分の理事候補者については、支部からの推薦により選定し、同項表②の区分の選挙候補者については、本会における活動状況その他の事情を踏まえて適任と認められる者及びその他立候補の意思表示のあった者から選定する。この場合において、当該区分の定数(11 名以内で会長が別に定める数)の選挙が、競争性を保って有効に実施されるよう、候補者数の確保に努めるものとする。
- 5 会長は、第 1 項表③の区分の理事候補者について、同項表②選挙結果を踏まえ、次のことを勘案し、理事候補者として推薦する。
なお、会長推薦による理事候補者は、表②の選挙立候補者と重複することを妨げない。
 - (1) 本会委員会の委員長を優先する。
 - (2) 本会会長、副会長、専務理事等の役員については、設計、施工、その他分野の連携を考慮して、その適任者を選考する。
 - (3) その他、本会運営上理事にあてることが必要である者を選考する。

(選挙方法)

第 4 条 選挙人は、正会員全員とする。

- 2 選挙人に送付する投票依頼文には、投票期間及び開票日を記載する。
- 3 選挙人に送付する選挙公報には、別記様式 1 により、候補者の氏名、勤務先（略記）、CPD 制度参加の有無、専攻建築士専攻領域及び所属（本部）委員会、所属支部、本会活動に関する所信等を掲載するものとする。
- 4 投票は、別記様式 2 に定める投票用紙に、10 名以内の候補者を選んで記入し、世話人会あて郵送して行うものとする。なお、世話人会推薦候補以外の正会員の被選挙権を担保するため、前項の理事候補者名簿に記載のない正会員の氏名を記入することを妨げず、当該投票も有効とみなすものとする。

